

災害に備えて ドライバーの心得

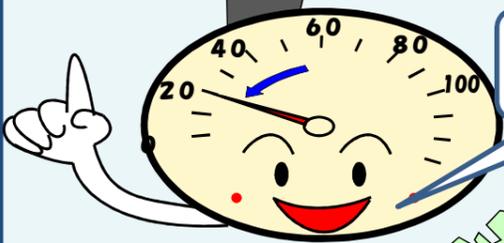
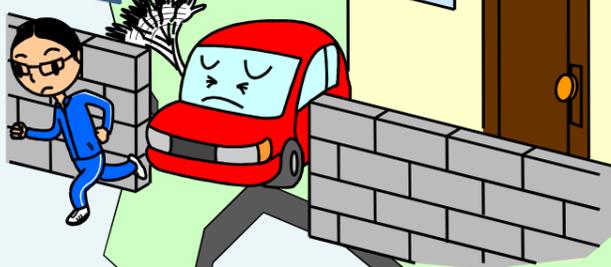
災害対策基本法に定められた車両運転者の義務

＜通行の禁止・規制が行われたら＞

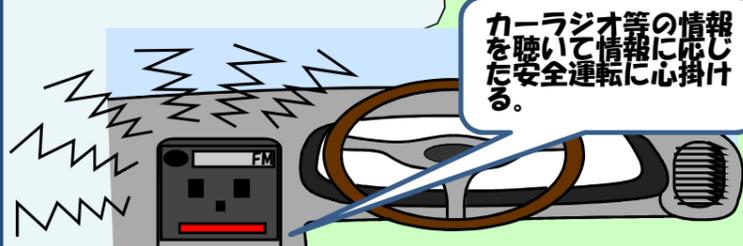
- 一、速やかに、車両を道路外に移動する。
- 一、移動が困難な時は、できるだけ左側に沿って駐車する。

警戒宣言が発せられたとき

津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車を使用しない。



地震の発生に備え
低速走行にうつる。



カーラジオ等の情報
を聴いて情報に応じた
安全運転に心掛ける。

現場の警察官の指示
に従って行動する。



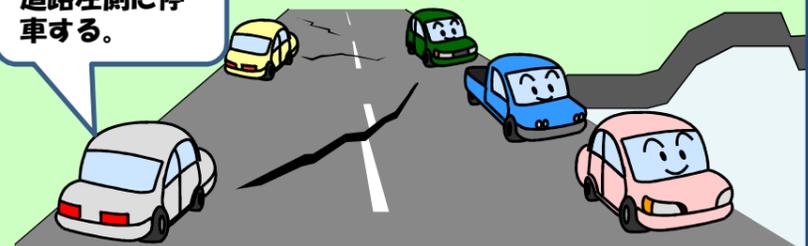
大雪が予想される時は、大雪
に備えあらかじめチェーンの装
着等の準備をする。



千葉県警察本部

災害が発生したら

安全な方法で
道路左側に停
車する。



カーラジオ等の情報
を聴き、周囲の状況に応じて
あわてないで行動する。

やむをえず路上に置いて避難する
ときは、左側に寄せ、エンジンを
止め、キーは付けたまま窓を閉め
てドアはロックしない。

